

議案第 17 号

市川市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 9 月 2 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和 60 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 ホールの表備考 2 中「すべて」を「全て」に改め、別表第 1 ホール以外の施設の表中「ホール以外の施設」を「ホール附属施設及び展示室」に、

「

そ の 他 の 施 設	展 示 室	1,700
	大会議室	1,300
	第 1 会議室	260
	第 2 会議室	560
	第 3 会議室	300
	第 4 会議室	300
	第 5 会議室	560
	第 1 練習室	510
	第 2 練習室	280
	第 3 練習室	250

を

和 室 1	3 5 0
和 室 2	2 5 0
茶 室	8 0
華 道 室	1 3 0

展 示 室	1, 7 0 0
-------	----------

改め、同表備考1中「すべて」を「全て」に改め、同表の次に別紙の1表を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、平成29年4月1日以後の文化会館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の使用に係る使用料であって、同年1月1日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、同年4月1日前の施設等の使用に係る使用料及び同年1月1日前に使用の許可の申請があった施設等の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

会議室等

区 分	1 時間当たりの額 (円)	
	市 民 等	市民等以外の者
大会議室	1,900	3,800
第1会議室	500	1,000
第2会議室	1,090	2,190
第3会議室	580	1,170
第4会議室	580	1,170
第5会議室	1,040	2,090
第1練習室	870	1,750
第2練習室	460	930
第3練習室	400	810
和室 1	430	860
和室 2	260	530
茶室	60	130
華道室	140	290

備考

- 1 この表において「市民等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって使用するものを除く。
 - (1) 本市に住所を有し、勤務し、又は通学する者
 - (2) その構成する者の半数以上が前号に掲げる者である団体（法人を除く。）
 - (3) 市内に事務所又は事業所を有する法人
- 2 この表において「市民等以外の者」とは、市民等以外のものをいう。
- 3 使用者が同じ日に使用することができる全ての時間を継続して使用するときの1時間当たりの額は、この表の定める額に10.5を乗じた

額を12.5で除して得た額とする。この場合において、この額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

4 超過使用に係る1時間当たりの額は、この表（備考3を含む。）の定める額とする。この場合において、超過使用に係る使用時間を計算するときに1時間未満の端数が生じたときは、当該端数が30分未満であるときはこれを切り捨て、当該端数が30分以上であるときはこれを1時間とする。

5 使用の許可を受けた時間に30分単位の部分があるときの当該単位当たりの額は、この表の定める額に100分の50を乗じて得た額とする。

理 由

受益者負担の適正化を図るため、文化会館の会議室等の使用料の額を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。